

国際クラス分け受検に関する資格審査規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「J P S F」という。）の競技会参加会員であって、世界パラ水泳連盟が行う国際クラス分けを受検しようとする選手について、必要な資格及び国内審査手続き等を定める。

(国際クラス分けを受検できる者)

第2条 国際クラス分けを受検できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 日本クラスのJ及びJRのステータスを所持する者でJ P S F強化指定選手又は育成指定選手
- (2) 既に国際クラスを所持する者で、J P S Fが指定する者
- (3) その他J P S Fが必要と認めた者

(資格審査の申請)

第3条 資格審査を受けようとする者は、J P S Fに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 国際クラス分け受検申請書
- (2) 国際クラス分け受検詳細確認事項
- (3) 国際クラス分け評価のための医学的診断書（以下「M D F」という。）
- (4) M D Fの根拠となる詳細診断書又は医学的情報

(審査の申請にあたっての選手の責務)

第4条 選手は、審査のために必要な情報について包み隠さず提供しなければならない。

(資格審査の申請期間等)

第5条 資格審査の申請は、定期審査にあっては翌年4月以降の受検について、毎年12月1日から25日までの間に申請を行うものとする。

2 随時申請については、受検を希望する大会の3か月前までに必要な書類を添えて申請するものとする。

(資格審査等)

第6条 J P S Fが申請を受理したときは、その内容を次条に定める審査委員会において審査し、受検の可否を決定するものとする。また、受検大会に受検枠数が定められている場合は、その枠数に応じて優先順位を定める。

(審査委員会)

第7条 J P S F内に国際クラス分け受検に関する国内審査委員会を次のとおり設置し、委員は、J P S F理事、医師及びクラス分け委員等により構成する。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 委員 | 10名以内 |

2 委員長は、J P S F技術委員会副委員長（医療技術）とし、副委員長及び委員は、委員長が指名する。

- 3 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、審査に必要な情報の収集を行い、得られた情報を客観的に分析するものとする。
- 5 委員は、知り得た情報を当該選手の対応に必要なJ P S F関係者と共有する。ただし、情報共有の範囲は必要最低限とし、情報伝達及び保持についても第三者に漏えいすることがないように、情報の保護に徹するものとする（個人情報保護規程に準じる。）。

（審査結果の伝達）

第8条 審査の結果については、当該選手に速やかに伝えるものとする。

附 則

この規程は、2017年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、2017年12月1日から施行する。

附 則 （注）2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。